

関東森林管理局における指名停止措置について

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象事業者名及び住所

(1)	株式会社電通	東京都港区東新橋1丁目8番1号
(2)	株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚1丁目21番5号
(3)	株式会社フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区青海1丁目1番20号

2 指名停止期間

令和5年2月21日 ～ 令和5年11月20日（9ヶ月間）

3 指名停止の理由

上記(1)～(3)の事業者の元社員等が、東京五輪・パラリンピックの運営業務で談合したとして、独占禁止法違反（不当な取引制限）の容疑により逮捕されたことが明らかとなったため。

4 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」の該当要件別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号（独占禁止法違反行為）

措 置 要 件	
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方支分部局等が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認めるとき（次号及び第12号掲げる場合を除く。）。	該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：経理課契約適正化専門官